

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名
-------	---	---	-----

別表六の二
令八・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)		1	円	区 分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分	
					①	②	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五)の二「5」の③) (マイナスの場合は0)	2		当 期 外 国 源 泉 所 得 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	16	円	円
	当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)	17		
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	18		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		貸倒引当金の戻入額	19		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6			20		
	計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7			21		
	当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8			22		
	(7) × 90%	9			23		
	調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10			24		
	法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	11			25		
	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12			26		
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31」の②)	13			27		
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35」の②)	14			28		
	当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			29		
					30		
				31			
				32			
				33			
				34			
				35			
				36			
				37			
				38			
				39			
				40			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の控除対象外国法人税額 (1)		41	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」) + (別表六(六)「9」の②) + 「9」の②)	44	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42			恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 10.3% - ((別表六(五)の二「5」の③) - (別表一の二「4」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45		
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43			地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46		
				外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47		

III 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の控除対象外国法人税額 (1)		48	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」) + (別表六(六)「9」の②) + 「9」の②) × $\frac{\text{別表一の二「45」}}{\text{別表一の二「43」}}$	51	円	000
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (11) + (46)	49			恒久的施設帰属防衛特別法人税額 (51) × 4% - ((別表六(五)の二「5」の③) - (別表一の二「4」) - (44) × 10.3%)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	52		
差引控除対象外国法人税額 (48) - (49)	50			防衛特別法人税控除限度額 $(52) \times \frac{(10)}{(7)}$	53		
				外国税額の控除額 (50)と(53)のうち少ない金額	54		